

令和元年度 第11回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和2年2月12日(水)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (26人)

1番 田代正十志君	2番 中村克則君
3番 長田正次君	4番 大胡田直良君
5番 勝間田實君	
7番 小宮山光文君	8番 勝亦里沙君
9番 田代みよ子君	
11番 芹沢秋雄君	12番 渡邊厚雄君
13番 内海富夫君	14番 高杉優君
17番 伊倉隆義君	18番 長田清一君
19番 勝又洋一君	20番 土屋壯一君
21番 坂本登志雄君	
23番 瀬戸昭一君	24番 勝亦啓二君
25番 土屋民治君	26番 芹澤彰夫君
27番 勝間田仁君	28番 岩瀬茂君
29番 高杉昇君	30番 土泉清司君
31番 田代三郎君	

欠席委員 (5人)

6番 瀬戸久志君	10番 勝又英夫君
15番 杉山充男君	16番 芹澤雅司君
22番 池田靖君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第45号 農業用施設証明願の決定について
議案第46号 農用地利用集積計画の決定について
議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
議案第48号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から令和元年度第11回総会を開会いたします。

本日は、6番 瀬戸久志委員、10番 勝又英夫委員、15番 杉山充男委員、16番 芹澤雅司委員、22番 池田靖委員が欠席でございますが、過半数を超えておりますので本会議が成立することを報告させていただきます。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 3番 長田正次委員、4番 大胡田直良委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第19号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、市街化区域内の農地について事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。2月12日報告。今月の4条届出は2件でございます。

(番号1～2について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局長

補足をお願いします。両件とも市街化区域のため、事務局長の専決とさせていただきました。

以上です。

会長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第20号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、市街化区域内の農地について事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。2月12日報告。今月の5条届出は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局長 また補足ですが、この報第20号につきましても、市街化区域ということで事務局長の専決とさせていただいております。
以上です。

会長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、ご了解いただきたいと存じます。

会長 次に議案に入ります。
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第42号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の3条許可申請は3件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,024 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。
番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 39 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。
番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 281 m²
譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。
番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上でございます。

会長 続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員 番号1ですが、2月2日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容ですが、譲受人は経営規模拡大のため、耕作ができないため売却しようと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請であります。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から3km、車で7分程であります。農作業従事者は本人夫婦の2名で、農作業歴は45年の経験、また農業技術修学歴があります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。現在所有する農地は、水田、畑の耕作が主であり、新たに取得する農地は、畑と茶畑として利用するようであります。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われまます。

耕作管理計画につきましては、新たに取得する農地は畑524㎡、茶畑500㎡として耕作予定とのことであります。

下限面積については、現在所有農地は11,823㎡で、今回取得する農地面積を合わせると12,847.3㎡となります。問題はありません。

転貸しはありません。

地域との調和については、取得する農地は現在農地として利用しており、今後も農地として利用するため、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことであります。

以上です。

事務局

事務局から、調査結果について2番委員のものを代読させていただきます。

番号2ですが、1月30日、譲受人と現地にて、譲渡人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、申請地は11月の農業委員会にて取得した農地に隣接しており、大型農機具の出入口として有効活用したいことから、譲渡人から買い受けるものです。

効率的利用についてですが、取得農地は自宅から車で10分程であり、農作業従事者数は本人と子供の計3名です。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に管理されるものと思われまます。

耕作管理計画につきまして、先程も申し上げましたが、11月に取得した農地と隣接している農地の為、舗装道路から取得した農地へ乗り入れる為の農地の一部として、有効に活用するという事です。

下限面積については、現在所有する農地は25,645㎡、借入地を合わせると42,531㎡、今回取得する面積を合計しますと42,570㎡となるため問題はありません。

転貸し等はありません。

地域との調和については、大型農機具の出入口として活用しますが、今まで通り農地の一部として使用するということですので、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。

以上、調査結果の代読とさせていただきます。

30番委員

番号3ですが、2月6日、申請人双方と農協高根支店にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、農業の拡大の為であるため、適正であると思います。

効率的利用については、自宅を隣地に建てる計画がありまして、その横が今回の申請地であります。トラクター1台、コンバイン1台、軽トラも1台あるということで、十分な作業ができると思います。また、本人も農協のほうで営農指導関係もいたしておりますので、問題ないと思います。

耕作管理計画については、水田として管理していくということです。

下限面積については、トータルで13,523㎡になりますので問題ないと思います。

転貸し等はございません。

効率的利用については、今までその土地は水田として耕作管理されておりますので、水田として利用することは問題ないと思います。

地域との調和については、何か被害が起きた場合ですけれども、自己の責任において解決するとのことです。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

次に、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第43号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の4条許可申請は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 629㎡

転用内容は、駐車場17台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 149㎡

転用内容は、住宅敷地の拡張です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

番号1ですが、2月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、申請人3名の申請したものであり、内容に相違はありません。

転用理由についてですが、近隣の病院から、以前から駐車場が不足しているからということで職員駐車場の増設を依頼されておりまして、今回、17台分の駐車場の転用申請をするということでありまして、必要性があり、やむを得ないものと判断されます。

必要な資金は土地整地費約50万円で、すべて自己資金で対応するとのこと。

他の権利者の同意については、申請人以外の権利者はいません。

転用時期については、許可後、速やかに着工するとのこと。

他法令の手続きはありません。

転用面積については、所要面積は、今回申請する農地629㎡の外に、隣接する山林原野と合わせて821㎡が所要面積になりますが、駐車場17台分は妥当と判断されます。

周辺への影響については、周辺農地への影響は無いと考えますが、万が一影響があった場合には責任をもって対応するとのこと。

以上です。

27番委員

番号2ですが、2月5日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、現在、市道から住宅敷地への進入が、不便かつ危険になっている為に、住宅敷地を拡張して道路を設置し、解消したいと。正面玄関の前が田になっておりまして、こちらでいう上口が無いというのが現況でございますので、必要性がありやむを得ないと判断いたします。

資金につきましては、土地整地費等、計30万円で、自己資金で対応するというところでございます。

他の権利者の同意については、他の権利設定はございません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいということでございます。

他法令は該当ございません。

転用面積は149㎡で、目的から考えまして適正であると考えます。

周辺への影響については、道路の為、周辺農地への影響は無いと考えますが、万が一被害が発生した場合は責任をもって対処するというところでございます。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第44号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の5条許可申請は2件でございます。

1 点修正がございます。整理番号1の調査委員が5番委員となっておりますが、こちらは時之栖東部農会なので、28番委員が調査委員となります。大変失礼いたしました。それでは説明をいたします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 205 m²
転用内容は、使用貸借により専用住宅1棟の建築です。
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 441.49 m²
転用内容は、売買により農家住宅1棟、作業場1棟の建築です。
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

こちらについては、先程ご審議いただいた議案第42号の整理番号3と関連する内容でございます。
以上でございます。

会長 続きまして担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

28番委員 番号1ですが、2月8日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
申請行為については、譲受人は譲受人の祖父にあたり、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したものであり、間違いはありません。
転用理由につきましては、譲受人は現在、大坂の借家に住んでおり、自分の家を建てたく計画をしましたが、土地と建物を求めるには負担が大きい為、祖父所有の土地を譲り受け、住宅を建築する計画をしたとのことであります。
資金につきましては、土地整地費、家屋建築費 合計3500万円は、金融機関からの借り入れで対応するとのことです。
他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。
転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことです。
他法令につきましては、都市計画法に基づき、事前相談済とのことであります。
転用面積は205 m²で、目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、特に被害防除柵等は設置しないが、万が一被害は発生した場合、責任をもって対処するとのこと。

以上です。

30番委員

番号2ですが、2月6日、申請人双方と農協高根支店にて調査いたしました。

申請行為については、本人申請に間違いございません。

転用理由ですが、農業の規模拡大と農業住宅の建築の為に、1,345㎡の内441.49㎡を自宅と作業場を建てる予定でございます。

資金については、自己資金と農協の融資で約3300万円の資金で対応いたします。

他の権利者の同意については、他の権利者はございません。

転用時期については、許可後すぐに着工する予定です。

他法令については、道路占用許可及び河川占用等の手続きを進めているとのこと。

転用面積については、適正であると思われま。

周辺への影響については、ないと思われまますが、もしもの場合は適正な対応をいたしますとのこと。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第45号 農業用施設証明願の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めま。

事務局

議案第45号 次のとおり、農地法施行規則第29条第1号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので、委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑31.26㎡

新たに農業用倉庫2棟を建築するものです。

以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めま。

27番委員

番号1ですが、2月6日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請内容につきましては、記名・捺印、小作人がいるか等の確認、不備はございません。

建設理由については、農作業の効率化と使用農機具の集約保管の為。

施設内に置く予定の農機具の種類ですが、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機3台、糞摺り機、計量器、選別機各1台、田植機2台、糞搬送コンテナ2台になります。その他に関しては、全て農業関係の機具でございます。

施設を建てることによる周辺農地への影響に関しましては、影響は無いものと考えます。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第46号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。2月12日提出。

説明に入る前に、議案書の内容について1点修正をお願い致します。一覧表の整理番号2について、左から5番目のところに面積と利用権設定面積が2つとも書いてあるんですけども、両方とも今、1,273㎡となっておりますが、左側の面積につきまして正しくは1,470㎡になります。整理番号2の合計も同じく1,470㎡となりまして、整理番号1、整理番号2の合計、2筆と書いてあるところの右側が3,826㎡になりますので、訂正をお願い致します。利用権設定面積には修正はありません。大変失礼いたしました。それでは、まず全体の説明に入らせていただきます。

本議案は、告示予定日が2月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は2件で、利用権設定面積の合計が3,201㎡です。

本議案は全て農地利用円滑化事業による利用集積であり、転貸するものは御殿場農業協同組合です。

それでは、最初に整理番号1についてご説明いたします。整理番号2につきましては、30番委員の案件であるため、議事参与にあたりますので、先に整理番号1の議案のみ

説明をさせていただき、ご審議をいただきます。

番号1（内容読み上げ）1,928 m²
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 それでは整理番号2について審議いたします。
本件につきましては、30番委員が借り手として申請しているものであり、議事参与の制限に該当する案件でございますので、退席をお願いいたします。

（30番委員退席）

会長 それでは事務局に議案の説明を求めます。

事務局 番号2（内容読み上げ）1,273 m²
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。
30番委員は戻って着席してください。

（30番委員着席）

会長 只今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり
農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。2月12日提出。

告示予定日が2月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地売買事業による利用集積計画1件でございます、合計面積が2,198㎡、農地を購入するものは認定農業者である■■さん（買い手）となります。

議案第46号、先程ご承認いただいたものとの違いですけれども、先程ご承認いただいたものは、農協が仲介をする農地円滑化事業の貸し借りの議案でしたけれども、こちらと区別するために議案を分けさせていただいております。ご了承ください。

本議案につきましては、昨年12月開催の第9回農業委員会総会にて、議案第39号としてご審議及びご承認をいただいているものになります。こちらは農地売買事業ということで、元の所有者から静岡県農業振興公社への売買の計画でしたけれども、今回は、静岡県農業振興公社から担い手である買い手への売買の計画となります。

農地売買等事業とは、静岡県農業振興公社が農地中間管理事業以外に行うことができる、と農業経営基盤強化促進法第7条に定められている事業となります。

それでは、整理番号1の内容についてご説明をまいります。

番号1（内容読み上げ）2,198㎡

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第48号 農地法第3条第2項第5号の既定による別段の面積の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第48号 農地法第3条第2項第5号の既定による別段の面積を次のとおり定めたいので、委員会の決定に附す。2月12日提出。

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積は、次のとおりとする。
当該区域に含まれる範囲、御殿場市全域。別段の面積、30アール。この告示は公示の日から施行する。

この案件につきましては、前回、前々回と、その背景、近隣市町の状況などについて説明をしました。まず、平成21年の農地法の改正で、農地の取得に関する下限面積が50アール、5反であったのが、地域の実情によりまして農業委員会ごと定めることができるようになりまして、御殿場市はまず、50アールを40アールにしました。その後、今日では農家の4割が30アール未満の農地所有でありまして、30アールに緩和する基準は満たしているということも説明をしました。そして、静岡県東部の状況ですが、御殿場市と富士市が現在40アールと設定しておりますが、他の市町すべて30アール以下となっております。隣の小山町も12月に30アールに設定しました。御殿場農協にも意見を聴収しましたが、同じ農協管内でありまして、同一の面積が望ましいとの話でした。農業のみならず各産業とも労働人口が減少する中、農業への新規参入の促進を強く図ることも含めまして、今回、別段の面積を40アールから30アールへの変更を提案するものであります。

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 配布物について
2. 農業会議情報について
3. 「農地利用最適化推進1・1・1運動」の報告書の提出について
4. 会議等出席依頼(報告)について
5. 次回総会 3月11日(水)午後2時00分

御殿場市役所 東館 2階 203会議室

事務局長 それでは、以上をもちまして、令和元年度第11回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

3番

議事録署名人

4番
